

○美郷町おためし移住体験助成金交付要綱

平成28年6月20日告示第51号

改正

平成31年3月27日告示第29号

令和元年5月1日告示第51号

令和4年3月15日告示第39号

令和5年3月24日告示第37号

美郷町おためし移住体験助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県外在住者で、本町への移住定住を検討している者に対して、農作業体験、文化体験、地元住民との交流など「美郷暮らし」を体験できる機会を提供するおためし移住体験（以下「移住体験」という。）を実施するに当たり、参加者に対するおためし移住体験助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) おおむね3年以内の移住を検討していること。
- (3) 移住体験の参加に当たり、次の事項への協力に同意していること。
  - ア 町が実施するアンケート調査
  - イ 町が撮影した移住体験の写真及び動画について、町が移住PR等を目的に公開すること。
  - ウ その他本町の移住定住促進に向けたPR活動
- (4) 秋田県が定める「秋田県移住定住登録」に登録をしていること。  
又は、登録する予定であること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 交通費

ア 公共交通機関を利用する場合は、居住地から本町の宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自動車を利用する場合は、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

(2) 宿泊料

滞在する宿泊施設の賃借料又は宿泊料（宿泊料に朝食又は夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含む。）。ただし、1人当たり11,800円を上限とする。

(3) その他、移住体験の実施に要する経費で町長が認めたもの

2 往復旅程について、交通費及び宿泊料が一体となったパック商品を利用する場合は、前項第1号及び第2号の規定に関わらず、当該パック商品の料金とする。

3 助成対象とする移住体験は、1泊2日とする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

(助成対象外経費)

第4条 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 移住体験の参加に必要と認められない個人的な支出に係るもの

(2) 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係るもの

(3) 前泊又は後泊に係るもの

(4) その他助成対象経費として適当でないと判断されるもの

(助成金の交付額)

第5条 助成対象経費に対する助成金の交付額（以下「助成額」という。）は、1人あたり3万円、1世帯当たり9万円を上限とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、美郷町おためし移住体験申込書兼助成金交付申請書（様式第1

号) を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、町長が別に定める期間（次条において「申請期間」という。）内に行わなければならない。

（助成金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、美郷町おためし移住体験助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた申請者が、申請を取り下げる場合は、速やかに、美郷町おためし移住体験助成金交付申請取下届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の取下届が提出されたときは、当該助成金の交付決定及び申請はなかったものとみなす。

（交付決定内容の変更）

第9条 助成対象者は、交付決定の内容に変更が生じる場合には、美郷町おためし移住体験助成金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を確認し、妥当と認められる場合には、美郷町おためし移住体験助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の交付条件等）

第10条 助成対象者は、法令及び関係規程を遵守するとともに、町長の指示事項を確実に履行しなければならない。

- 2 町長は、前項に定めるもののほか、助成金の交付決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 助成対象者は、移住体験終了後30日以内に、支出に係る領収書等を添えて美郷町おためし移住体験助成金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出期限が、第7条の規定により交付決定を通知した日の属する年度の3月31日を越えるときは、3月31日を提出期限とする。

(助成額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を精査し、助成額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成額を確定したときは、美郷町おためし移住体験助成額確定通知書(様式第7号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 町長は、前条第2項の規定による通知後、助成金を交付する。

2 助成金の支払は移住体験実施後とし、美郷町おためし移住体験助成金交付請求書(様式第8号)に基づき支払うものとする。

(交付決定の取消し、金額の変更及び助成金の返還)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支給された助成金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事情により助成金を返還することが困難と認められる者について、支給した助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(事業実施期間)

第15条 事業実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第29号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日告示第39号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第33号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

E-mail

美郷町おためし移住体験申込書兼助成金交付申請書

美郷町おためし移住体験助成金の交付を受けたいので、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

助成金交付申請額 円

※上限金額：90,000円/世帯（30,000円/世帯員）

1 申請内容

参加予定人数	大人 人 子供 人 ※子ども：18歳未満	
全体経費	円	
(内訳)	交通費	円
	宿泊費	円
	その他	円
希望日程	年 月 日( )頃 ~ 月 日( )頃	

## 2 申請者情報

出身地	<input type="checkbox"/> 美郷町 <input type="checkbox"/> 県内(                    市・町・村) <input type="checkbox"/> 県外(                    )
家族構成	人 <input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 親子(子年齢:                    歳) <input type="checkbox"/> その他(                    )
移住予定	<input type="checkbox"/> 概ね3年以内 <input type="checkbox"/> 仕事が決まり次第 <input type="checkbox"/> 住居が決まり次第 <input type="checkbox"/> その他(                    ) <input type="checkbox"/> 未定
移住への準備	<input type="checkbox"/> 秋田県移住定住登録済 <input type="checkbox"/> 他市町村の移住ツアーに参加経験あり(                    ) <input type="checkbox"/> 情報収集中(                    ) <input type="checkbox"/> 特に何もしていない
本町の 移住促進に 向けた協力	<input type="checkbox"/> 町が実施するアンケート調査 <input type="checkbox"/> 町が撮影したツアーの写真および動画について、町が移住PR等を目的 に公開すること <input type="checkbox"/> その他本町の移住促進に向けたPR活動

## 3 応募理由 (助成対象者審査の参考にしますので、できるだけ詳細に記載してください。)

ツアーへの 参加目的 (自由記述)	
ツアーで 体験・見学 したいこと (自由記述)	
移住後の イメージ (自由記述)	

様式第2号（第7条関係）

指令美 第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名 様

美郷町長 印

美郷町おためし移住体験助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、美郷町おためし移住体験助成金については、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定します。

助成金交付決定額 円

1 交付の条件

美郷町おためし移住体験申込書兼助成金交付申請書及び添付書類の記載事項に虚偽があるときは、返還を命ずることがある。



様式第3号（第8条関係）

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

美郷町おためし移住体験助成金交付申請取下届

年 月 日付け指令美 第 号で交付決定を受けた美郷町おためし移住  
体験助成金については、下記のとおり申請を取下げたいので、美郷町おためし移住体験  
助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、届出します。

記

- 1 助成金の名称 美郷町おためし移住体験助成金
- 2 取下理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所  
氏 名

㊟

美郷町おためし移住体験助成金変更交付申請書

年 月 日付け指令美 第 号で交付決定を受けた美郷町おためし移住体験助成金については、内容および申請額を下記のとおり変更したいので、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、提出します。

記

- 1 助成金の名称 美郷町おためし移住体験助成金
- 2 変更申請内容
  - (1) 申請額
  - (2) 参加予定人数
  - (3) 変更内容（参加者数、希望日程、希望内容など）
- 3 変更理由

様式第5号（第9条関係）

指令美 第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名 様

美郷町長 印

美郷町おためし移住体験助成金交付決定通知書

年 月 日付け指令美 第 号で交付決定した美郷町おためし移住体験助成金については、次のとおり変更交付決定したので、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- |   |            |         |   |
|---|------------|---------|---|
| 1 | 交付決定額      | 当初交付決定額 | 円 |
|   |            | 変更交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更する事項     |         |   |
| 3 | 変更の理由      |         |   |
| 4 | 変更による新たな条件 |         |   |

様式第6号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所

氏 名

美郷町おためし移住体験助成金実績報告書

美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 算出根拠

日 程	年 月 日 ~	年 月 日
項 目	経路・積算根拠等	小 計
鉄 道		円
飛行機		円
バ ス		円
自家用車		円
宿泊費		円
その他		円
助成対象経費（A）		円
助成対象限度額（B）	1人当たり上限3万円 × 人数 (1世帯当たり上限9万円)	円
助成額（（A）又は（B）の金額が低い方）		円

2 参加者

氏名	続柄	住所

※ 領収書(氏名、日付、領収印等があるものに限ります。)又はこれに類する書類がない場合には、助成対象外経費として取り扱います。

※ 必ず、往復分を記入してください。

様式第7号(第12条関係)

第 年 月 日 号

様

美郷町長

印

美郷町おためし移住体験助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、美郷町おためし移住体験助成金については、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり助成金交付額を確定したので通知します。

記

1. 確定助成金額

円

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住所  
氏名

印

美郷町おためし移住体験助成金交付請求書

年 月 日付け指令美 第 号で確定の通知を受けた美郷町おためし移住体験助成金の支払を受けたいので、美郷町おためし移住体験助成金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求します。

記

助成金交付請求額 ￥ \_\_\_\_\_

助成金の振込先

銀行	本店
農協	支店
普通預金口座番号	
普通預金口座名義	

※通帳の写し（口座番号及び口座名義の確認できる部分）を添付してください。